

平成 31 年度における岐阜家庭裁判所の裁判官の  
配置、裁判事務の分配、裁判官に差し支えのある  
ときの代理順序及び開廷日割

平成 31 年 1 月 1 日施行

平成 31 年 3 月 13 日施行

平成 31 年 3 月 22 日施行

平成 31 年 4 月 1 日施行

岐 阜 家 庭 裁 判 所

目 次

第1 本 庁	1
1 裁判官の配置	1
2 裁判事務の分配	1
3 裁判官の代理順序	7
4 開廷日割	8
第2 支部及び出張所	9
大垣支部	9
高山支部	9
多治見支部	10
御嵩支部	10
中津川出張所	11
第3 補 則	12

## 第1 本 庁

### 1 裁判官の配置

永野 厄彦  
溝口 理佳  
池町 知佐子  
鈴木 陽一郎  
出口 博章  
菅原 晓  
鈴木 基之  
岡部 絵理子  
本松 智  
佐藤 由紀  
岩田 澄江  
小川 結加  
稻井 雄介  
木野村 瑛美子  
馬場 梨代  
中村 暢明  
森 香太

### 2 裁判事務の分配

#### (1) 一人制事件

##### ア 家事事件

(ア) 家事審判事件のうち、子の氏の変更についての許可審判、相続開始後3箇月以内に申立てのあった相続放棄及び相続の承認・放棄の期間伸長並びに保護者選任事件

全 部

永野 厄彦

(イ) 家事審判事件のうち、遺言書検認事件

池 町 知佐子  
鈴 木 陽一郎  
鈴 木 基 之  
岡 部 絵理子  
本 松 智  
木野村 瑛美子

ただし、これらの裁判官への分配順序等は、上記6名の裁判官の協議による。

(ウ) 家事審判事件のうち、成年後見等に関する事件（保全処分事件を含む。）

全 部

溝 口 理 佳

(エ) 家事審判事件のうち、(ア)ないし(ウ)を除く別表第一事件（保全処分事件を含む。）

全 部

稻 井 雄 介

(オ) 家事審判事件のうち、別表第二事件（保全処分事件を含む。）

2分の1

溝 口 理 佳

2分の1

稻 井 雄 介

ただし、別表第二調停事件で審判移行した事件は、原則として、調停担当裁判官に分配し、永野圧彦裁判官並びに郡上出張所の鈴木基之裁判官及び木野村瑛美子裁判官が担当した別表第二調停事件で審判移行した事件は、溝口理佳裁判官及び稻井雄介裁判官に各2分の1分配する。

(カ) 家事調停事件

a 別表第二調停事件を除く家事調停事件

8分の2

永 野 圧 彦

8分の3

溝 口 理 佳

8分の3

稻 井 雄 介

b 別表第二調停事件

2分の1

溝口理佳

2分の1

稻井雄介

ただし、永野庄彦裁判官が担当する調停事件に関連した別表第二調停事件は、永野庄彦裁判官に分配する。

c 訴訟事件から家事調停に付された事件

訴訟事件が家事調停に付された場合は、当該家事調停に付した裁判官に分配することとし、家事調停に付した裁判官が岡部絵理子裁判官であり、かつ同裁判官が即日処理をしない場合は、aにより分配することとする。

d 郡上出張所の受付にかかる調停事件は、鈴木基之裁判官及び木野村瑛美子裁判官に各2分の1分配する。

(キ) 家事共助事件及び家事雑事件

溝口理佳裁判官が担当する事件に関する事件

溝口理佳

その他の事件全部

稻井雄介

イ 人事訴訟事件

3分の1

溝口理佳

3分の1

岡部絵理子

3分の1

稻井雄介

ウ 民事に関する訴訟事件

3分の1

溝口理佳

3分の1

岡部絵理子

3分の1

稻井雄介

エ 保全命令事件

2分の1

溝口理佳

2分の1

稻 井 雄 介

才 再審請求事件

上記アないしエ記載の事件に関する再審請求事件は、原裁判をした裁判官に分配する。ただし、原裁判をした裁判官が転出等したときは、その後任の裁判官に分配する。

カ 少年保護事件

(ア) 少年保護事件等

a 一般保護事件

(a) 身柄事件（観護措置決定を取り消した事件を含み、事件受付後に観護措置決定をした事件を除く。）

4分の1

佐 藤 由 紀

4分の1

小 川 結 加

4分の1

稻 井 雄 介

4分の1

馬 場 梨 代

(b) 在宅事件（事件受付後に観護措置決定をした事件を含む。）

4分の1

佐 藤 由 紀

4分の1

小 川 結 加

4分の1

稻 井 雄 介

4分の1

馬 場 梨 代

ただし、馬場梨代裁判官に分配した事件について刑事処分相当の検察官送致決定を行う場合には、稻井雄介裁判官、小川結加裁判官、佐藤由紀裁判官、溝口理佳裁判官の順序による。

b 準少年保護事件

(a) 収容継続申請事件及び戻し収容申請事件

当該本人に少年院送致決定をした裁判官

ただし、当該本人に少年院送致決定をした裁判官が転出等したと

きは、稻井雄介裁判官に分配する。

(b) 施設送致申請事件 当該本人に保護観察決定をした裁判官  
ただし、当該本人に保護観察決定をした裁判官が転出等したときは、稻井雄介裁判官に分配する。

(c) 保護処分取消事件 当該決定に関与していない裁判官

c 交通関係事件（業務上（重）過失致死傷事件、自動車運転過失致死傷事件、危険運転致死傷事件及び道路交通事件（道路交通法違反保護事件、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件））

全 部 稲 井 雄 介

ただし、交通関係身柄事件は、一般保護身柄事件とみなす。

d 簡易送致事件

全 部 永 野 圧 彦

ただし、調査命令が発令された事件は、稻井雄介裁判官に分配する。

(イ) 勤務時間内における事件受付時の観護措置は、本庁裁判官の協議により分配する。

(ウ) 勤務時間外における事件受付時の観護措置

本庁裁判官（永野圧彦裁判官を除く。以下同じ。）及び大垣支部裁判官の協議により本庁裁判官及び大垣支部裁判官に分配する。

キ 令状事件

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の規定による臨検捜索許可状（以下「臨検捜索許可状」という。）の請求事件は、勤務時間内にあっては本庁裁判官の協議により分配する。勤務時間外にあっては本庁裁判官及び大垣支部裁判官の協議により本庁裁判官及び大垣支部裁判官に分配する。

ク 差戻事件

差戻事件は、当該裁判に関与していない裁判官に分配する。

(2) 合議制事件

ア 観護措置決定及び更新決定に対する異議事件並びに準抗告事件（支部の事件を含む。）

2分の1

（裁判長）出 口 博 章

小 川 結 加

稻 井 雄 介

2分の1

（裁判長）溝 口 理 佳

佐 藤 由 紀

馬 場 梨 代

イ 少年の裁定合議事件（支部の事件を含む。）

2分の1

（裁判長）溝 口 理 佳

佐 藤 由 紀

稻 井 雄 介

2分の1

（裁判長）溝 口 理 佳

小 川 結 加

稻 井 雄 介

ウ ア、イを除く合議事件（支部及び出張所の事件を含む。）

2分の1

（裁判長）溝 口 理 佳

佐 藤 由 紀

稻 井 雄 介

2分の1

（裁判長）溝 口 理 佳

小 川 結 加

稻 井 雄 介

（3）分配の定めのない事件

所長の指定する裁判官に分配する。

（4）新任判事補の研さん

所長は、新任判事補の研さんのため、新任の判事補に対し、少年事件の裁

判事務の取扱いを命じることができる。

### 3 裁判官の代理順序

#### (1) 一人制事件

ア 家事事件について、永野庄彦裁判官に差し支えのあるときは、溝口理佳裁判官、稻井雄介裁判官の順序により、溝口理佳裁判官に差し支えのあるときは、稻井雄介裁判官、永野庄彦裁判官の順序により、稻井雄介裁判官に差し支えのあるときは、溝口理佳裁判官、永野庄彦裁判官の順序により代理する。

これらの裁判官全員に差し支えのあるときは、鈴木基之裁判官、本松智裁判官、木野村瑛美子裁判官、岡部絵理子裁判官の順序（代理処理がされた後は、次順位以下を繰り上げた順序）により代理する。

郡上出張所の受付にかかる調停事件について、鈴木基之裁判官に差し支えのあるときは木野村瑛美子裁判官が、木野村瑛美子裁判官に差し支えのあるときは鈴木基之裁判官が代理する。

イ 人事訴訟事件について、溝口理佳裁判官に差し支えのあるときは稻井雄介裁判官、岡部絵理子裁判官の順序により、稻井雄介裁判官に差し支えのあるときは、溝口理佳裁判官、岡部絵理子裁判官の順序により、岡部絵理子裁判官に差し支えのあるときは、溝口理佳裁判官、稻井雄介裁判官の順序により代理する。

ウ 民事に関する訴訟事件について、溝口理佳裁判官に差し支えのあるときは稻井雄介裁判官、岡部絵理子裁判官の順序により、稻井雄介裁判官に差し支えのあるときは、溝口理佳裁判官、岡部絵理子裁判官の順序により、岡部絵理子裁判官に差し支えのあるときは、溝口理佳裁判官、稻井雄介裁判官の順序により代理する。

エ 少年保護事件等について、溝口理佳裁判官に差し支えのあるときは、稻井雄介裁判官、小川結加裁判官、佐藤由紀裁判官、馬場梨代裁判官の順序

により、稲井雄介裁判官に差し支えのあるときは、溝口理佳裁判官、小川結加裁判官、佐藤由紀裁判官、馬場梨代裁判官の順序により、小川結加裁判官に差し支えあるときは、溝口理佳裁判官、稲井雄介裁判官、佐藤由紀裁判官、馬場梨代裁判官の順序により、佐藤由紀裁判官に差し支えのあるときは、溝口理佳裁判官、稲井雄介裁判官、小川結加裁判官、馬場梨代裁判官の順序により、馬場梨代裁判官に差し支えがあるときは、溝口理佳裁判官、稲井雄介裁判官、小川結加裁判官、佐藤由紀裁判官の順序により、永野庄彦裁判官に差し支えのあるときは、溝口理佳裁判官、稲井雄介裁判官、小川結加裁判官、佐藤由紀裁判官、馬場梨代裁判官の順序により代理する。

オ 勤務時間内における観護措置及び臨検捜索許可状請求事件の代理順序は、本庁裁判官の協議による。

カ 以上の定めによることのできないときは、所長の指定する裁判官が代理する。

#### (2) 合議制事件

合議制事件を担当する裁判官に差し支えのあるときは、所長の指定する裁判官が代理する。

#### (3) 緊急に処理を要する事件

勤務時間外において緊急に処理を要する事件の裁判官の代理順序は、「勤務時間外における事件関係の緊急事務処理要領」に定めるところによる。

### 4 開廷日割

別添「開廷日割及び使用法廷区分」に定めるところによる。

## 第2 支部及び出張所

### 1 裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁判官の代理順序

序名	裁判官の配置	裁判事務の分配	代理順序
大垣	内山真理子	<p>(1) 家事事件          ア 家事審判事件（保全処分事件を含む。）          (ア) 別表第一審判事件のうち、未成年後見に関する事件、成年後見等に関する事件、不在者の財産管理に関する事件、相続に関する事件（但し、相続放棄及び限定承認の申述、同取消申述、相続の承認・放棄の期間伸長を除く。）          (イ) 別表第二審判事件 2分の1          イ 家事調停事件 2分の1          ウ 家事共助事件及び家事雑事件</p> <p>(2) 人事訴訟事件（保全処分事件を含む。） 2分の1</p> <p>(3) 民事に関する訴訟事件 全部</p>	中嶋邦人
	中嶋邦人	<p>(1) 家事事件          ア(ア) 上記(ア)以外の別表第一審判事件          (イ) 別表第二審判事件 2分の1          イ 家事調停事件 2分の1</p> <p>(2) 人事訴訟事件（保全処分事件を含む。） 2分の1</p> <p>(3) 少年保護事件等 全部</p>	内山真理子
高山	力元慶雄	全 部	

	松井 洋	<p>(1) 家事事件</p> <p>ア 家事審判事件（保全処分事件を含む。）</p> <p>(ア) 別表第一審判事件（但し、下記岡部裁判官の(1)ア(ア)の事件を除く。）</p> <p>(イ) 別表第二審判事件 2分の1</p> <p>(ウ) 分配を受けた家事調停事件から移行した事件</p> <p>イ 家事調停事件</p> <p>(ア) 分配を受けた訴訟事件及び別表第二審判事件において付された家事調停事件</p> <p>(イ) (ア)以外の家事調停事件 2分の1</p> <p>(2) 人事訴訟事件（保全処分事件を含む）</p> <p>ア 分配を受けた家事調停事件（中津川出張所で調停をした事件を含む。）に関して提起された事件</p> <p>イ ア以外の事件 2分の1</p>	岡部 弘
多治見	岡部 弘	<p>(1) 家事事件</p> <p>ア 家事審判事件（保全処分事件を含む）</p> <p>(ア) 別表第一審判事件のうち不在者の財産の管理及び相続人の不<sup>レ</sup>存在に関する事件</p> <p>(イ) 別表第二審判事件 2分の1</p> <p>(ウ) 分配を受けた家事調停事件から移行した事件</p> <p>イ 家事調停事件</p> <p>(ア) 分配を受けた訴訟事件及び別表第二審判事件において付された家事調停事件</p> <p>(イ) (ア)以外の家事調停事件 2分の1</p> <p>(2) 人事訴訟事件（保全処分事件を含む）</p> <p>ア 分配を受けた家事調停事件（中津川出張所で調停をした事件を含む。）に関して提起された事件</p> <p>イ ア以外の事件 2分の1</p> <p>(3) 民事に関する訴訟事件</p> <p>(4) その他(分配の定めのない事件)</p>	松井 洋
御 嵩	小川 貴紀	全 部	

中津川	(填補) 松井 洋	2分の1	岡部 弘
	(填補) 岡部 弘	2分の1	松井 洋

(注)

- 1 大垣支部、多治見支部において代理順序により定められた裁判官に差し支えのあるとき並びに高山支部、御嵩支部及び中津川出張所の裁判官に差し支えのあるときは、所長の指定する裁判官が代理する。
- 2 大垣支部の家事調停事件について、訴訟事件が家事調停に付され、即日処理をする場合は、当該家事調停に付した裁判官が処理する。
- 2 開廷日割  
別添「開廷日割及び使用法廷区分」に定めるところによる。

### 第3 補則

- 1 支部及び出張所の勤務時間外において緊急に処理を要する事件の裁判官の代理順序は、「勤務時間外における事件関係の緊急事務処理要領」に定めるところによる。
- 2 休日の国選付添人選任請求に関する事務の割当てについては、本庁裁判官及び大垣支部裁判官の協議により、本庁裁判官及び大垣支部裁判官に分配する。

開廷日割及び使用法廷区分

府名	法廷番号	開廷日	使用裁判官(部・係)	備考
本 庁	307号	月 水	溝口裁判官, 岡部裁判官, 稲井裁判官 溝口裁判官, 岡部裁判官, 稲井裁判官	家事係 家事係
	201号兼 家事審判廷	隨時	家事係	
	少年審判廷	隨時	少年係	
大垣支部	301号	金	内山裁判官	人事訴訟
	302号	金	中嶋裁判官	人事訴訟
	203号 (ラウンドテーブル)	月 水 金	内山裁判官 中嶋裁判官 内山裁判官	人事訴訟 人事訴訟 人事訴訟
	104号 (ラウンドテーブル)	火 木 金	中嶋裁判官 内山裁判官 中嶋裁判官	人事訴訟 人事訴訟 人事訴訟
	少年審判廷	隨時	中嶋裁判官	少年
高山支部	1号	木	力元裁判官	家事
	3号 (ラウンドテーブル)	木	力元裁判官	家事
	審判廷	木	力元裁判官	少年
多治見支 部	302号	月	岡部裁判官	人事訴訟
		火	松井裁判官	人事訴訟
		水	岡部裁判官	人事訴訟 (1, 3, 5週)
		木	松井裁判官	人事訴訟
		金	岡部裁判官	人事訴訟 (2, 4週)
		岡部裁判官	人事訴訟	
御嵩支部	303号 (ラウンドテーブル)	月	岡部裁判官	人事訴訟
		火	松井裁判官	人事訴訟
		水	岡部裁判官	人事訴訟 (1, 3, 5週)
		木	松井裁判官	人事訴訟
		金	岡部裁判官	人事訴訟
		岡部裁判官	人事訴訟	
郡上出張 所	2号 (ラウンドテーブル)	隨時	小川裁判官	家事
	2号 (ラウンドテーブル)	第2金 最終月	木野村裁判官 鈴木 (基) 裁判官	家事

中津川出 張所	2号 (ラウンドテーブル)	第1・ 3・5 金 第2・ 4火	(填補) 松井裁判官 (填補) 岡部裁判官	家事
------------	------------------	------------------------------	--------------------------------	----

平成 31 年度における岐阜家庭裁判所の  
司法行政事務の代理順序等

平成 31 年 1 月 1 日施行

平成 31 年 3 月 13 日施行

平成 31 年 4 月 1 日施行

岐 阜 家 庭 裁 判 所

## 1 本 庁

所長に差し支えのあるときの司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

溝 口 理 佳

池 町 知佐子

鈴 木 陽一郎

出 口 博 章

## 2 大垣支部、高山支部、多治見支部及び御嵩支部

支部長に差し支えのあるときの司法行政事務は、大垣支部においては中嶋邦人裁判官が、多治見支部においては岡部弘裁判官が、高山支部、御嵩支部においては、溝口理佳裁判官が、それぞれ代理する。